

## 鶴岡市農業委員会第35回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和2年 10月13日(火) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 森 繁太                      2番 菅原 久継                      3番 佐藤 みほ 4番 齋藤 力                      5番 奥山 康光                      6番 渡部 長和 7番 前田 浩                      8番 伊藤 由紀子                      9番 石川 守 10番 高橋 聡
出 席 推進委員	1番 工藤 久子                      2番 齋藤 英道                      3番 石井 光明 4番 森 秀弘                      5番 渡部 幸也                      6番 新館 登 7番 金野 匡良                      8番 丸山 伸一                      9番 佐々木 貢昌 10番 佐久間 豊                      11番 小林 義一                      12番 高橋 文雄 13番 亀井 龍夫                      14番 清野 吉喜                      15番 伊藤 敏一
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	なし
事 務 局	局長 佐藤友志                      局長補佐 池原政志 主査 野口みゆき                      主査 黒井布美                      主査 渡部宏一 調整専門員 金内かんな                      専門員 伊藤豊 羽黒分室調整主任 匹田久雄                      櫛引分室主事 上野 祥 朝日分室専門員 後藤 真
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会                      午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席届は出ていません。遅参、早退もありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第35回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業 委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと 思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議ないものと認め、7番 前田 浩委員、8番 伊藤 由紀子委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて 報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて≫
	(説 明) ≪報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
	(説 明) ≪報告第5号 農地の転用事実に関する照会について≫
議 長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いします。 3番 石井 光明推進委員。
3 番 推 進 委 員	3番推進委員石井です。藤島の案件ですが、10月8日午後4時から私、石川委員、事務局と現地確認をしてきました。いずれも適正に管理されていたので報告いたします。
議 長	ありがとうございます。5番 渡部 幸也推進委員
5 番 推 進 委 員	5番推進委員渡部です。羽黒に関しましては10月6日午後3時半から私と金野推進委員と事務局の3人で現地確認して来ました。何ら異状がないことを報告いたします。

議 長	ありがとうございます。7番 前田 浩委員
7 番 委 員	7番前田です。P15の櫛引の案件ですが10月7日午後5時40分から重松委員、事務局、私の3人で現地確認してきました。適正に管理されており何ら問題ないことを報告いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。9番 石川 守委員
9 番 委 員	9番石川です。15ページの藤島12の案件は自分に関係があるので退席許可をお願いいたします。
議 長	はい、9番石川守委員の退席を許可します。それでは15ページ藤島12の案件のみ審議いたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について藤島12の案件に賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について藤12は原案通り決しました。7番石川守委員の入室を許可します。それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について藤12以外の案件について審議いたします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので質疑を終結して採決を行います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます
事 務 局	( 説 明 ) 《 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 》
議 長	ありがとうございます。5条案件ですので現地調査の報告をお願いします。5番 渡部 幸也推進委員

5 番 推 進 委 員	<p>5 番推進委員渡部です。先ほどの 3 条案件と同日、同じメンバーで現地調査を行いました。羽 4 については培土採取ということで高低差が大きいと事由に書いてありましたが、そんなに高いという感じはなく、培土を採っても、低くなって他に迷惑がかかるという状況でもありませんでした。羽 5 は転用する土地の脇に■■さんの実家があり、周りの状況を見ても迷惑がかかるということはないと報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>( 発言者なし )</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 全員賛成 )</p>
議 長	<p>全員賛成により議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>( 説 明 ) 《議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>( 発言者なし )</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 全員賛成 )</p>
議 長	<p>全員賛成により議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について原案通り決しました。続きまして議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>( 説明 ) 《議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について》</p>
議 長	<p>ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>( 発言者なし )</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 4 号 農地中間管理事業に関する配分計画 (案) について賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>( 全員賛成 )</p>

議 長	<p>全員賛成により議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画（案）について原案通り決しました。続きまして議案第5号 非農地証明願について事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>本人からの届け出によりまして取り下げをお願いします。</p>
議 長	<p>議案第5号 非農地証明願については取り下げになりました。次に農業者年金の裁定請求について事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>（説明）《農業者年金の裁定請求について》</p>
議 長	<p>ありがとうございます。報告事項であります。質問のある方は挙手を願います。</p>
	<p>（ 発言者なし ）</p>
議 長	<p>ないようですので、事務局から報告があります。</p>
事 務 局	<p>本日午後から行われます西部農地部会の案件で5条許可に係る案件で営農型発電設備が鶴岡市で初めてのケースとして出ましたので若干それについて説明をさせていただきます。</p> <p>今月お配りしました営農型太陽光発電設備についてというペーパーと、お持ちの方は西部農地部会の議案書15ページをお開きください。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての鶴11下川の案件です。先月、■■■■さんがユーカーを植えるということで取得した農地ですが、そこに奥さんである■■■■さんが営農型のパネルを設置するという申請になっております。</p> <p>営農型発電設備についての説明ですが、営農型太陽光発電とは農地に支柱を建て営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置するというものです。</p> <p>この場合支柱の基礎部分について一時転用許可が必要になります。今回の案件は3年間の申請です。通常一時転用の上限期間は3年間ですが、ご自分で営農しながらご自分でパネルを建てる場合は10年間の一時転用が認められます。あとは荒廃農地を活用する場合や、第二種農地、第三種農地を使う場合も10年以内となります。今回は一種農地ですし設置する方が営農者でないので3年間となります。また、そこできちんと営農しているか確認のため、転用を許可後、毎年営農収益が下がってないか報告をもらいます。これは受け手であるパネルの設置者が提出するものです。今回の議案書の14ページに3条の地上権設定があります。今回のように設置者と営農者が違う場合には、農地にパネルの支柱を建てる一時転用許可の部分と、上の空間を使う3条の地上権設定が必要という通知が来ておりましたので、関連事項として議案に地上権設定の3条の許可も載っております。今回、庄内地区では鶴岡市が最後に営農型の申請を受けましたので色々な市町村にお聞きし、今回の申請については3条と5条の許可について皆さんから審議していただくこととなりました。参考として、花、きのこの栽培が多いのですが、水稲についても東根市と米沢市がすでに行っている方がいるとのこと。酒田市の平田でも来年度から水稲を栽培すると情報がありますのでご報告いたします。以上、営農型太陽光発電について初登場ということで説明させていただきました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。この説明、鶴岡で初めてなので、これに対して質問等ございませんか。はい、7番前田 浩委員</p>
7 番 委 員	<p>7番前田です。一時転用期間についてですが、10年以内で延長ということでやっていますが、10年後また再認定はあるのでしょうか。</p>

事務局	<p>また同じように更新という形で必要書類がそろって営農収益が落ちていなければ再認定となります。今回は3年ですが、毎年の報告と合わせて3年後に再認定の審議となります。</p>
議長	<p>鶴岡市でも出てきたということは全国的にも増えているという理解でいいでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議長	<p>今後こういう案件が出てくるとはと思いますが、相談された場合は対応をよろしく願いします。 これを持ちまして第35回東部農地部会を終了いたします。</p>
<p>閉 会 午前9：55</p>	
<p style="text-align: center;">議長 <u>          高 橋 聡          </u></p> <p style="text-align: center;">議事録 署名委員 <u>          前 田 浩          </u></p> <p style="text-align: center;">議事録 署名委員 <u>          伊 藤 由紀子          </u></p>	